

食育は、食育基本法で下記のとおり定められています。

- ・『生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの』
- ・『様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる』

栗東市食育推進計画では、食育を下記のとおり捉えて推進していきます。

食育とは

心もからだも健康的な食生活を実現できるよう、
生涯にわたって学び育っていくことです。

具体的には…

健康的な食生活、食事や料理・栽培の楽しさ、食の文化、
食べ物への感謝の心など、様々な面から食について
考え、行動する力を育みます。

